

外国における個人情報の保護に関する制度等の調査について

令和 3年 9月 17日

個人情報保護委員会事務局

個人情報の保護に関する法律等の一部を改正する法律（令和 2 年法律第 44 号）（以下「令和 2 年改正個人情報保護法」という。）では、外国にある第三者への個人データの提供の制限に係る規律が強化され、事業者から本人への情報提供の充実等が求められることとなりました。

これに関し、個人情報保護委員会（以下「当委員会」という。）では、令和 4 年 4 月 1 日に令和 2 年改正個人情報保護法が全面施行することに先立ち、事業者に参考となる情報を提供する観点から、本邦の域外にある国又は地域（当委員会が法第 24 条に基づき指定している「個人の権利利益を保護する上で我が国と同等の水準にあると認められる個人情報の保護に関する制度を有している外国等」を除く。）のうち、当委員会において実施した「事業活動における個人データの越境移転の実態に関する調査」の結果等を踏まえて選定した国又は地域における個人情報の保護に関する制度について調査することとしました。

本調査の結果を踏まえ、年内を目途に、調査対象とする国又は地域の個人情報の保護に関する制度と我が国の個人情報保護法との間の本質的な差異の把握に資する一定の情報を公表する予定です。

調査対象とする予定の国又は地域や、調査予定項目については、別紙をご参照ください。

以 上

【連絡先】

個人情報保護委員会事務局
電話番号： 03-6457-9763

(1) 調査対象とする予定の国又は地域 (五十音順)

1	アラブ首長国連邦 (連邦)	2	アラブ首長国連邦 (ADGM) (※1)	3	アラブ首長国連邦 (DHC) (※2)
4	アラブ首長国連邦 (DIFC) (※3)	5	インド	6	インドネシア
7	ウクライナ	8	オーストラリア	9	カナダ
10	韓国	11	カンボジア	12	シンガポール
13	スイス	14	タイ	15	台湾
16	中国	17	トルコ	18	ニュージーランド
19	フィリピン	20	ブラジル	21	米国 (連邦)
22	米国 (イリノイ州)	23	米国 (カリフォルニア州)	24	米国 (ニューヨーク州)
25	ベトナム	26	香港	27	マレーシア
28	ミャンマー	29	メキシコ	30	ラオス
31	ロシア				

(※1) 「ADGM」は、Abu Dhabi Global Market を指す。

(※2) 「DHC」は、Dubai Healthcare City を指す。

(※3) 「DIFC」は、Dubai International Financial Centre を指す。

(2) 調査予定項目

- ① 個人情報の保護に関する法制度の有無
- ② 当該外国の個人情報の保護に関する制度についての指標となり得る情報の有無
- ③ OECD プライバシーガイドライン8原則に対応する個人情報の取扱いに係る義務又は本人の権利に関する規定の有無
- ④ その他本人の権利利益に重大な影響を及ぼすおそれのある制度の有無及びその概要
- ⑤ データ保護機関の有無及び連絡先

以 上